株式交換に係る事前開示書面

（会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示書面）

2021年2月4日

株式会社ヤマダホールディングス

2021年2月4日

株式交換に係る事前開示事項

群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダホールディングス
代表取締役　三嶋　恒夫

当社は、2021年1月18日付で株式会社家守りホールディングス（以下「家守りホールディングス」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、2021年2月25日を効力発生日（予定）として、当社を株式交換完全親会社、家守りホールディングスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）を行うこととしました。

本件株式交換に関し、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

2021年1月18日付で当社が家守りホールディングスと締結した株式交換契約書は、別紙1のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

会社法第768条第1項第2号及び3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項は、別紙2のとおりです。

3. 新株予約権の定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第193条第2号)

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社について次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産

の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第193条第4号）

当社は、2020年10月1日付で株式会社ヤマダデンキに「家電・情報家電等の販売及び住まいに関する商品販売事業」を承継しました。

6. 効力発生日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により本件株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

【別紙1】

株式交換契約書

株式会社ヤマダホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社家守りホールディングス（以下「乙」という。）は、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

本契約に定めるところに従い、甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済み株式（但し、甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）：商号　株式会社ヤマダホールディングス
：住所　群馬県高崎市栄町1番1号
乙（株式交換完全子会社）：商号　株式会社家守りホールディングス
：住所　東京都千代田区外神田6丁目5番4号

第3条（本件株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の合計に、以下に定める株式交換比率（以下「本件株式交換比率」という。）を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

	株式会社ヤマダホールディングス（株式交換完全親会社）	株式会社家守りホールディングス（株式交換完全子会社）
株式交換比率	1	19.31204

2. 甲は、本件株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、本件株式交換比率と同じ割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前各項に従って本割当対象株主に対し交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本件株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が別途適当に定めるものとする。

第5条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年2月25日とする。但し、本件株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意の

上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認等）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本件株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。
2. 乙は、本件株式交換について、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約及び本件株式交換に必要な事項に関する承認を求めるものとする。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ、一切の財産の管理を行う。また、その財産に重要な影響を及ぼすような行為をなす場合は、あらかじめ契約当事者間で協議し合意の上、これを実行するものとする。

第8条（剰余金の配当）

甲及び乙は、別途書面に合意する場合を除き、本契約締結日後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

第9条（契約の変更又は解除等）

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲乙のいずれかの資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき、それらに隠れた重大な瑕疵が発見されたとき、又は甲乙のいずれかが必要と認めるときには、契約当事者は協議の上、本件株式交換の全部若しくは一部を変更し、又は本契約の全部若しくは一部を解除することができる。

第10条(本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

1. 甲において会社法第796条第3項の規定に基づき株主総会の決議が必要になった場合で、効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られなかった場合
2. 第6条第2項に定める乙の株主総会において、本契約の承認が得られなかった場合
3. 前条の規定に従い本契約が解除された場合
4. 本株式交換について必要な監督官庁の承認が得られなかった場合

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙それぞれが誠実に協議して定める。

2021年1月18日

本契約成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲乙が1通ずつ所持する。

（甲）　株式会社ヤマダホールディングス
代表取締役社長　三嶋恒夫　㊞

（乙）　株式会社家守りホールディングス
代表取締役社長　岡田浩一　㊞

【別紙2】

会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

当社は、本件株式交換における会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項について、以下のとおり、これを相当と判断しました。

1.本件株式交換に際して交付する株式の算定方法及びその割当ての相当性に関する事項

(1) 本件株式交換に係る割当ての内容

	株式会社ヤマダホールディングス （株式交換完全親会社）	株式会社家守りホールディングス （株式交換完全子会社）
株式交換比率	1	19.31204

①株式交換により交付する株式数等

家守りホールディングス株式1株に対し、当社の普通株式19.31204株を割当て交付いたします。

②本株式交換により交付する株式数

当社は、基準時における家守りホールディングスの株主（但し、当社を除きます。）の有する当社の普通株式数の合計数に、上記株式交換比率を乗じて得た数の当社の普通株式を交付します。当社が本件株式交換に際し交付する株式は、当社が保有する自己株式を充当する予定です。

(2) 本件株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、株式交換比率の算定にあたり、その公平性・妥当性を担保するため、当社及び家守りホールディングスから独立した第三者算定機関にその根拠となる対象会社の株式価値評価を依頼しました。

当該算定機関は、割引キャッシュ・フロー法等を採用して対象会社の普通株式の価値を算定しております。

また、上場会社である当社の株式価値については、東京証券取引所に上場されており、株価形成に関して特段の異常性が認められないことから、当社及び家守りホールディングスにおける取締役会開催直前の営業日である2021年１月15日の終値を採用することといたしました。

当社及び家守りホールディングスは、係る株式価値算定結果を参考に、当社及び家守りホールディングス間で真摯に交渉・協議を行い、上記の株式交換比率が妥当であるとの判断に至りました。

2．株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本件株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりといたします。かかる取り扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

(1)資本金の額：0円

(2)資本準備金の額：会社計算規則第39条の規定に従い、当社が別途定める額

(3)利益準備金の額：0円

以上

【別紙 3】

決　算　報　告　書

（第　9　期）

自　平成　31　年　　4　月　　1　日
至　令和　　2　年　　2　月　29　日

株式会社 家守りホールディングス

東京都千代田区外神田6-5-4

株式会社 家守りホールディングス

貸　借　対　照　表

令和 2 年 2 月 29 日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
【流動資産】	【 798,810,346】	【流動負債】	【 376,777,014】
現金及び預金	386,064,389	買掛金	231,315,020
売掛金	371,708,689	未払金	36,344,518
商品	13,173,607	預り金	2,340,982
前渡金	16,628,023	仮受金	67,093,394
立替金	631,117	預り保証金	556,200
仮払金	10,098,021	未払法人税等	24,614,600
未収入金	506,500	未払消費税等	14,512,300
【固定資産】	【 147,684,398】	【固定負債】	【 461,990,000】
(有形固定資産)	(54,744,754)	長期借入金	450,000,000
建物	10,575,194	退職給付引当金	11,990,000
建物付属設備	117,307		
車輌運搬具	1		
工具器具備品	4		
土地	44,052,248	負債の部合計	838,767,014
(無形固定資産)	(21,079,639)	純資産の部	
ソフトウェア	21,079,639		
(投資その他の資産)	(71,860,005)	【株主資本】	【 111,481,095】
投資有価証券	2,000,000	(資本金)	(50,000,000)
関係会社株式	19,250,620	資本金	50,000,000
敷金	4,470,400	(利益剰余金)	(61,481,095)
差入保証金	800,000	繰越利益剰余金	61,481,095
長期貸付金	32,370,000		
保証金	2,616,159		
保険積立金	10,352,826		
【繰延資産】	【 3,753,365】		
入会金	3,753,365	純資産の部合計	111,481,095
資産の部合計	950,248,109	負債及び純資産の部合計	950,248,109

株式会社 家守りホールディングス

損　益　計　算　書

自 平成 31 年 4 月 1 日
至 令和 2 年 2 月 29 日

科目		金額
		円
【純売上高】		
売上高	2,032,320,541	2,032,320,541
【売上原価】		
期首棚卸高	24,675,247	
商品仕入高	37,118,078	
外注費	1,256,579,766	
合計	(1,318,373,091)	
期末棚卸高	13,173,607	1,305,199,484
売上総利益		(727,121,057)
【販売費及び一般管理費】		680,995,019
営業利益		(46,126,038)
【営業外収益】		
受取利息	92,798	
受取配当金	1,500	
雑収入	14,249,371	14,343,669
【営業外費用】		
支払利息	843,429	843,429
経常利益		(59,626,278)
税引前当期純利益		(59,626,278)
法人税、住民税及び事業税		24,619,958
当期純利益		(35,006,320)

株式会社 家守りホールディングス

販売費及び一般管理費

自 平成 31 年 4 月 1 日
至 令和 2 年 2 月 29 日

科目	金額	
		円
役員報酬	25,005,000	
給料手当	324,122,205	
賞与	38,575,187	
法定福利費	68,866,181	
福利厚生費	5,969,909	
採用教育費	3,412,773	
荷造運賃	2,291,574	
広告宣伝費	3,888,362	
交際費	1,988,193	
会議費	4,554,090	
旅費交通費	60,292,397	
通信費	16,684,412	
消耗品費	9,695,975	
修繕費	86,400	
水道光熱費	3,368,807	
新聞図書費	4,300	
諸会費	3,613,893	
支払手数料	13,859,394	
車両費	265,331	
地代家賃	25,292,299	
リース料	17,982,820	
保険料	5,889,750	
租税公課	992,900	
支払報酬料	2,074,000	
減価償却費	4,420,774	
繰延資産償却	1,413,858	
雑費	1,436,148	
業務委託費	21,607,587	
運営経費賦課金	898,000	
退職給付繰入額	11,990,000	
研究開発費	14,500	
経営指導料	438,000	
販売費及び一般管理費		(680,995,019)

株式会社 家守りホールディングス

株主資本等変動計算書

自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 2 月 29 日 単位 円

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	50,000,000	26,474,775	26,474,775	76,474,775	76,474,775
当期変動額					
当期純損益金		35,006,320	35,006,320	35,006,320	35,006,320
当期変動額合計		35,006,320	35,006,320	35,006,320	35,006,320
当期末残高	50,000,000	61,481,095	61,481,095	111,481,095	111,481,095